

氏 名	張 玉 林
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学 位 記 番 号	農 博 第 1124 号
学位授与の日付	平 成 12 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	農 学 研 究 科 生 物 資 源 経 済 学 専 攻
学位論文題目	転換期の中国における国家、基層幹部と農民

論文調査委員 (主 査) 教授 祖 田 修 教授 辻 井 博 教授 野 田 公 夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、転換期（1978～1998）における中国の国家、基層幹部と農民関係に関する包括的研究である。主に政治経済学と政治社会学の視点から、膨大な文献資料と独自の調査に基づき、多方面にわたって論考を展開している。開放政策後も基本的に国家・基層幹部による農民に対する収奪が行われ、あるいは強化され、そのため農民の基層幹部に対する抵抗も激しくなっている。また都市に流出した農民は農村戸籍であるが故に種々の差別の中で都市生活を送っている。こうした実態について詳細に検討した。

まず、第1章は、国家・農民関係から20年間の農業・農村政策を概観したものである。80年代前半の人民公社の解体に伴って、農民は制度上生産と経営の自由を手に入れた。それは農村経済の成長と農民生活の改善をもたらした。しかし、国家は、「農民解放」の政策をとりながらも、引き続き農業・農村を近代化の資金源と見なし、税収の強化等により、農村から莫大な資金を調達している。一方、国家から農民に返還された生産と経営の決定権も、基層幹部によって大きく侵害されている事実を示した。

第2章と第3章で、それぞれ国家・制度の側面と、基層幹部の側面からの収奪の実態を考察している。転換期中国の農民負担は、(1) 公式の税収、(2) 郷・村への上納金と留保金および労務供出、(3) 法外な収奪、(4) 農工間の価格格差による潜在的負担、という重層的な構造を呈している。80年代末から、法外な収奪が深刻となり、農民の収入に対する負担額の比率つまり「農民負担率」は、一部の農民の収入の4割ないし半分に達した。従って、「農民負担」の問題は、農民の生産と経営に悪影響を与えているだけではなく、時には特に貧しい農家の生存自体を脅かしている。この農民負担問題に対して、国家は80年代末から再三解決を試みたが、大きな成果をあげていない。

第4章は、国家と基層幹部による収奪の結果としての、農民の抵抗に関する論考である。転換期の農民の抵抗は、制度的抵抗、日常的抵抗、そして暴力的抵抗という三つの類型に分けられる。制度的抵抗は、投書、陳情、および行政訴訟など、農民が現行の法律・制度に依拠して起こすものである。しかし、制度そのものの欠陥と、党・行政の法律に対する優位の存在などによって、この種の抵抗は農民の利益保護に至っておらず、しかも、そうした農民は、常に報復の危険に晒されている。日常型の抵抗は、物議や噂から壁新聞と民間文芸、様々な呪詛・魔術などを含んでいる。暴力的抵抗は、制度的抵抗の効力の低さ、および収奪側の露骨な暴力を背景に、90年代以降頻発しており、放火、爆破、自殺、さらには集団暴動など様々な形で行なわれている。しかし現段階において、国家、基層幹部との関係を根本的に変え、その収奪から逃れることはできていない。

第5章と第6章は、農民の抵抗手段の一つとも捉えられる都市への流入に関する考察である。一般的に「出稼ぎ」として取りあげられている農民の都市流入について、筆者は脱農業、脱農村、脱農民という農民の「農」に対する否定、あるいは「足による投票」の結果として捉える。こうした農民の人数は、80年代初頭の200万人から90年代後半には8000万人前後に達している。しかし、都市に流入している農民は、差別的な労働就業制度に直面し、多額の費用を課せられ、「3K」の職業・職種に従事し、しかもしばしば都市から露骨に追い出されている。このような都市戸籍と農村戸籍との間にある問題点を具

体的に浮き彫りにした。

第7章は、これまでの考察で提起した諸問題を意識しながら、国家・農民関係の再編の試みとしての「村民自治」に関する考察である。しかしそれはなお形式的定着にとどまっているとしている。

こうした多角的、総合的考察から、21世紀に向かう中国において「政治の近代化」、言い換えれば真の民主制度の確立が実現されなければ、上記の諸問題の解決はあり得ないと結論している。

論文審査の結果の要旨

この20年間における中国社会の変化は、極めて大きなものがある。そしてそれについての研究も次第に進められつつある。しかし本論文は、こうした中でも手薄な領域に切り込み、国および地方自治体のいわゆる基層幹部といわれる指導層と農民の関係、また農村戸籍を持つ農民が都市に流出した場合の、差別の構造について考察した。全体として転換期中国において農民層が直面する困難な現実を、制度的側面から明らかにしようとしたものである。評価すべき点は次の通りである。

第1に、中国においては未だ政府の提供する統計資料には不正確さがつきまといっている。そこで本論文では、新聞、雑誌といった統計以外の諸資料を多用しつつ、かつ現地聞き取り調査を行うことによって、現実を鋭く深く捉えることに成功した。

第2に、国家と農民の関係は、必ずしも論考が多くないが、この点を考察した。とくに国家と農民の間で、より強い権限を持ちつつある地方自治体のいわゆる基層幹部と農民層の関係についてはほとんど見るべき研究はないが、今回この点についてかなり具体的に明らかにした。その際、農民は種々の負担、例えば（1）公式の税負担、（2）郷・村への上納金と留保金および労務提供、（3）法外な種々の形をとった負担、（4）農工間格差に伴う潜在的な負担、等々の重圧に耐えている現実を考察した。

第3に、そのような重い負担に対する、農民の種々の抵抗の状況について、多くの具体的事例に基づき明らかにした。すなわち（1）投書、陳情、行政訴訟といった法律・制度に基づいて合法的に行う抵抗、（2）物議、噂、壁新聞、民間文芸、呪詛や魔術といった日常的抵抗、（3）さらには感情と暴力に訴え、放火、爆破、自殺、集団暴力といった過激な方法による暴力的抵抗、の3つの仕方である。こうした事実を見ることで、農民の困難を浮き彫りにした。

第4に、中国の戸籍制度について究明し、その弊害を明らかにした。農民は農業だけで家族を養うことが出来ず、多く都市に流出した。しかし戸籍には農村戸籍と都市戸籍があり、両者は固定的である。そこで、都市に出た農民が、生活、教育、就業など種々の点で、都市戸籍を持っていないという理由から差別を受けている。このような事実についての研究は、ほとんど皆無といってもよい中で、その現実と差別の構造を明らかにした。

こうした事実から、農村と農民は、開放体制下においてもなお多くの困難を抱えていること、民主化に期待がかかるが、なお前途は険しい、との結論を下している。

以上のように、本論文は、ここ20年間の転換期中国における農民と国家、とくに農民と地方自治体幹部との関係を詳細に検討し、また戸籍制度の持つ不合理と農民にとっての問題点を明らかにし、中国農業・農村研究に多くの新知見を加え、農業経済学、農村社会学さらには政治学の領域に寄与するところが大きい。

よって本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお平成12年2月15日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。